年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

| 1. | 今回 | のあ | つせん | 等 | の概要 |
|----|----|----|-----|---|-----|
| | | | | | |

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

厚生年金関係 2件

高知厚生年金 事案 670

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年11月10日から33年5月1日まで A社B工場に勤務した申立期間について、脱退手当金を支給済みとされているが、私は、脱退手当金を受給するための手続をした記憶も受給した記憶も無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場は、「当時、脱退手当金の代理請求を行った場合、当社が保管する名簿の備考欄に『脱退手当金受給済』と記載していたが、申立人については記載が無いので、代理請求は行っていないと思われる。」と回答しているところ、同社B工場に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)における申立人の記録を含む前後424人の被保険者について、オンライン記録により脱退手当金の支給状況を見ると、i)脱退手当金の受給要件を満たさない者、ii)資格喪失日が申立人の資格喪失日(昭和33年5月1日)の前後それぞれ3年以上の者、iii)同社B工場での資格喪失後、1年以内に厚生年金保険に再加入した者を除いた18人(申立人を含む)のうち、6人に脱退手当金の支給記録が確認でき、申立人以外の5人については、同社B工場の回答どおり、同社B工場が保管する名簿の備考欄に「脱退手当金支給済」の記載が確認できる。

また、オンライン記録を見ると、申立人の脱退手当金は、A社B工場における申立人の資格喪失日(昭和 33 年5月1日)から約3年1か月後の昭和 36 年5月25 日に支給決定されており、事業主が申立人の委任を受けて申立期間に係る脱退手当金を代理請求したとは考え難い。

さらに、A社B工場に係る被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記

号番号払出簿の氏名は、いずれも変更処理がなされておらず、旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は、旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、脱退手当金の支給決定日である昭和 36 年 5 月 25 日より約 6 か月前の 35 年 11 月*日に婚姻し、改姓しており、申立人が脱退手当金を請求したとすれば、改正後の氏名により行ったと考えられることから、申立人が申立期間に係る脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

高知厚生年金 事案 671

第1 委員会の結論

申立人のA社所有のB丸における船員保険被保険者資格取得日は昭和19年5月11日、資格喪失日は同年12月19日であると認められることから、申立期間に係る船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万2,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間において、戦時加算該当船舶であるB丸に乗船していたことが認められることから、申立期間を戦時加算該当期間とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和2年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年5月から同年12月まで

私は、昭和 19 年 5 月から 20 年 8 月頃まで、A 社所有のB 丸に乗船勤務 しており、19 年 12 月から 20 年 8 月までの期間は旧令共済組合員期間とし て認められたが、申立期間が船員保険に未加入とされているので、船員保 険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が所有するB丸の船員保険船舶台帳(以下「船舶台帳」という。)を見ると、同船は、昭和19年5月11日に船員保険の適用船舶となっていることが確認できる。

また、申立人は、「B丸の初航海までは同船で寝泊まりし(乗船)、同僚7人と同船の装備品を整備していた。乗船してから初航海までには1か月以上あり、初航海直前に新たに機関員1人が乗船してきた。」と供述しているところ、B丸の船員保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)を見ると、当該機関員の船員保険被保険者の資格取得日は、前述の同船の船員保険適用年月日の約2か月後である昭和19年7月13日とされていることが確認できるなど、申立人は、同船への乗船時のことを鮮明に記憶しており、

その内容は詳細かつ具体的である。

さらに、申立人は、B丸での初航海のことに加え、乗船中に同船が軍の徴用船となった旨の供述をするなど、航海時のことも鮮明に記憶しており、その記憶どおり、昭和19年12月19日から20年12月27日までの期間は、陸軍甲船員として同船に乗船していたことが確認できることから、申立人は、申立期間において、同船に乗船勤務していたものと推認できる。

加えて、船舶台帳及び被保険者名簿は、船舶台帳の後に被保険者名簿が続けて保管されているところ(被保険者の記録は、原則、届出日順に記載)、B丸の船舶台帳及び被保険者名簿を見ると、当該被保険者名簿には、同船の船員保険適用年月日(昭和19年5月11日)の約2か月後の昭和19年7月13日に船員保険の被保険者資格を取得している2人の記録しか確認できないが(うち1人は、前述の機関員)、申立人は、「B丸の初航海時の乗組員数は、私を含め9人だった。」と供述しており、同船の船舶台帳においても「常時乗組員数9人」と記載されていることを踏まえると、当該2人が記載された被保険者名簿以外に、初航海まで同船で寝泊まりしていたとする申立人を含む8人の記録があったと考えられ、A社の所在地を管轄する年金事務センターも「当時のことは不明である。」と回答していることから、社会保険庁(当時)における記録の管理が適切でなかったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人のB丸における船員保険被保険者資格取得日は、同船の船員保険適用年月日である昭和 19 年 5 月 11 日、資格喪失日は、申立人の陸軍甲船員の雇入日と同日の同年 12 月 19 日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額は、国民年金法等の一部を改正する法律 (昭和60年法律第34号) 附則53条の規定に準じ、1万2,000円とすること が妥当である。

また、戦時加算該当船舶名簿を見ると、B丸は、申立期間を含む昭和19年5月1日から21年3月31日までの期間において、戦時加算該当船舶であったことが確認できることから、申立期間を戦時加算該当期間とすることが必要である。

高知厚生年金 事案 672 (事案 641 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月16日から同年8月頃まで

平成23年10月31日付けの年金記録に係る確認申立てに対し、年金記録を訂正する必要はないとの通知を受けたが、再度、当時を振り返っていたところ、A社で1年ぐらい勤務したという記憶は変わらないが、退社したのは夏の暑い頃だったという記憶が出てきたので、厚生年金保険の未加入期間とされている申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当初の申立てについては、昭和53年4月16日から54年5月までを申立期間として申し立てていたが、申立人が「A社離職後、失業保険を3か月間受給していたことから、A社での勤務期間は、雇用保険の加入期間のとおりだと思う。」と供述したことにより、申立期間を52年10月から53年4月までと判断した上で、i)A社の厚生年金保険の新規適用日は53年4月3日であること、ii)新規適用前に雇用保険加入期間が確認できる同僚も当該期間において厚生年金保険に未加入であることなどから、既に当委員会の決定に基づく平成24年4月4日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、「再度、当時を振り返っていたところ、A社で1年ぐらい勤務したという記憶は変わらないが、退社したのは夏の暑い頃だったという記憶が出てきた。」と供述し、再度、記録の訂正を申し立てている。

しかし、A社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)を見ると、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和53年4月16日とされており、当該喪失日は、雇用保険加入記録の離職日(昭和53年4月24日)とほぼ一致している上、当該離職日か

ら4日後の同年4月28日には健康保険証が返納されていることが確認できる。また、申立期間当時、社会保険事務を担当していたとする同僚は、「退職による雇用保険と厚生年金保険の届出は一緒に行っていた。」と供述しているところ、オンライン記録により、申立人同様、A社の厚生年金保険の新規適用年月日である昭和53年4月3日に同社の厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる同僚及び当該日以後に被保険者資格を取得し、54年12月31日までに資格喪失した同僚のうち、同社での雇用保険加入記録が確認できる8人について、被保険者原票における資格喪失日と雇用保険加入記録における離職日を見たところ、7人は離職日と資格喪失日とが同月(うち6人の資格喪失日は離職日の翌日)、1人は離職日の翌月(25日後)に資格を喪失していることが確認でき、同社における雇用保険の離職時期と厚生年金保険の資格喪失時期は、社会保険事務を担当していたとする同僚の供述どおり、申立人同様、全員ほぼ一致していることから、同社が申立人の資格喪失日を誤って届け出たとは考え難い。

さらに、市町村役場が保管する申立人の国民年金被保険者カードを見ると、 当時、申立人は、昭和40年3月6日に国民年金被保険者資格を新規に取得し、 申立期間は申請免除期間とされていることが確認できる。

加えて、申立人の「A社で1年ぐらい勤務した。退社したのは夏の暑い頃だった。」とする主張については、事業主は既に死亡しており、オンライン記録により、前述のA社の新規適用年月日から申立期間後の昭和56年5月1日までに同社の厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる同僚11人のうち、回答のあった4人からも有力な証言を得ることができないことから、申立期間に係る同社での申立人の勤務状況等を確認することができず、当該主張のみでは、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることができない。

このほかに、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

高知厚生年金 事案 673

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和30年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 4 月 7 日から 22 年 5 月 1 日まで 私が A 事業所に勤務していた期間のうち、申立期間は、法律上、厚生年 金保険に加入できた状況にあったにもかかわらず、未加入とされているの で、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された申立人の「平成 21 年給与所得の源泉徴収票(写し)」及び申立期間に係る「支出負担行為決議書兼予算支出票(控)」並びに同事業所からの回答により、申立期間の厚生年金保険料は控除されていないことが確認でき、このほかに保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人は、申立期間は、法律上、厚生年金保険に加入できた状況であったことから、厚生年金保険加入期間として認めてほしいと主張しているが、年金記録確認第三者委員会は、厚生年金保険法による記録訂正のあっせんについては、申立期間における被保険者資格の届出及び保険料の納付の有無に係る事実認定に基づいて記録の訂正の要否を判断するものであり、これと離れて事業主が行った資格取得の届出手続等についての適法性の有無を判断するものではない。